平成２３年（フ）第８８４４号
大阪府枚方市招提北町２―22―１、住民票上の住所大阪府枚方市山之上北町25番11号
破産者　下村　雅昭
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５３号
神戸市東灘区御影中町７丁目６番24―703号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町２丁目30番１―704号
破産者　福井　公文
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６７号
大阪府豊中市新千里南町２丁目18番２号
破産者　田中　保夫
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３６７号
大阪府豊中市稲津町１丁目５番26―207号
破産者　阪本　龍義
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２４６号
香川県高松市屋島中町217番地アルベール屋島Ｂ―203、前住所大阪府守口市寺方元町３丁目６番17号
破産者　西　　利育
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６５０号
大阪市大正区三軒家東１―16―39　北澤館大正303号室、開始決定時大阪市大正区泉尾３丁目20番28号
破産者　中西　知巳
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７９０号
大阪市大正区南恩加島５丁目１番10号　ドムール南恩加島701号
破産者　熊谷　明浩
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８８号
大阪市住吉区南住吉２丁目18番２―202号　南住吉第８住宅２号館202号
破産者　勝本　兼一
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１２３号
大阪府東大阪市川田１丁目14番22号
破産者　石井　常泰
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２３１号
堺市南区高倉台４丁32番９号
破産者　貞　　宗勝
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２８８号
滋賀県甲賀市水口町三大寺1449番地112
破産者　岡田　伸剛
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２８９号
大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―1203号
破産者　岡田　尚久
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２１号
大阪府豊中市曽根東町４丁目６番７号
破産者　南浦　史明
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８１６号
大阪府八尾市明美町１丁目８番12号　サンコーポ305号
破産者　有薗　絢吾
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４４号
大阪市北区中津１―17―17　ルモン中津207、住民票上の住所京都市東山区宮川筋２丁目246番地
破産者　山田　義信
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７００５号
大阪府大東市南津の辺町１番６号
破産者　橋口　富幸
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２号
大阪府吹田市垂水町３丁目７番３号
破産者　みやまこと　山下美津子
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目10番25号
破産者　鎌田　真里
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８号
大阪府寝屋川市太秦中町29番９号
破産者　響断熱工業こと　里見　寿之
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部